

## 【オーストラリア】連邦議会議員(生涯ゴールドパス)改正法の制定

海外立法情報調査室・等 雄一郎

\* 2012年3月6日、連邦議会議員(生涯ゴールドパス)法及びその他の法律を改正する法律が制定され、議員の「生涯ゴールドパス」制度は新規当選議員から適用されないことになった。同法成立に併せ、俸給審判所の議員歳費引上げ等の勧告も実施された。

### 1 俸給審判所の勧告

俸給審判所 (Remuneration Tribunal) は、日本の人事院に相当し、連邦政府職員の俸給や各種の手当の額を決める権限を有する。2011年7月25日制定の俸給その他法律改正法 (Act No. 75 of 2011) により、連邦議会議員の俸給その他の手当の決定についても同審判所の所管となった。2011年12月15日、同審判所は「連邦議会議員俸給の審査」報告を公表した。これは、連邦政府が任命した独立の連邦議会受給権審査委員会の勧告 (2010年4月) 及び上記の権限付与を受けた、同審判所初の連邦議会議員の俸給及びその他の受給権に関する審査報告である。

報告は、①連邦議会議員の幅広い職責と活動を認めて議員歳費を141,910ドルから185,000ドルへ引き上げる、②「影の内閣」の閣僚へ手当を支給する、③生涯ゴールドパス (Life Gold Pass, LGP) 制度を将来的に廃止する、④海外研究旅費受給権を終了する、⑤離任旅費受給権を大幅に制限する、⑥1948年議会功労退職年金制度において退職議員年金支給額が現職議員歳費と連動しているのを分離する、⑦議員に対する労働対価的報酬の考え方を導入するなどを柱とする勧告を行った。同審判所は、政府がLGP制度廃止を法制化するまで、勧告に挙げられた歳費引上げ及び手当支給の実施の決定を先送りすること並びに審判所の権限によりLGP受給資格認定基準期間を変更してLGP受給を難しくすることを示唆して、LGPに対する厳しい姿勢を示した。

グレイ連邦公務担当特別相は報告公表と同日の声明で、議員歳費引上げなど勧告すべての受入れを表明し、議会の享受している各種の特権の改革に関する政府としての積極姿勢を強調し、LGP廃止法案を次期会期冒頭に提出することを約束した。

### 2 生涯ゴールドパス制度とは

生涯ゴールドパス (LGP) は連邦議会議員の退職後の恩典である。LGPは政府や立法府の役職を経験した議員と永年勤続議員を対象とする。LGP保持者は、一般議員の場合は年間25回 (首相経験者は年間40回) を限度に、ファーストクラス又はビジネスクラス (俸給審判所が受給権者の等級に応じて決める) で航空機、鉄道、バス、船などによる、営業目的以外の国内往復旅行を、連邦政府の負担でできる権利が付与される。さらに、その配偶者 (事実婚のパートナーや同性のパートナーも含む) をそれぞれその回数限度内で同伴することもできる。なお、LGPの受給権を得ても議員退職ま

での間は実際の利用はできないが、LGP受給権を有する現職議員の配偶者（同前）については、議員が退職前でも資格を満たしていれば、年間25回を限度に、配偶者である議員に同伴し又は合流するため地元とキャンベラの往復旅行ができる。

政府や立法府の役職ごとに資格取得のための在職期間が俸給審判所のLGP受給資格認定基準によって決められており、首相は1年間、大臣は6年間、上下両院議長は6年間、野党党首は6年間、議員は20年間となっている。

### 3 法律の概要と論点

連邦議会議員（生涯ゴールドパス）法及びその他の法律を改正する法律案は、政府の約束どおり、2012年秋会期冒頭の2月9日に下院に上程され、即日通過後、上院財政及び行政委員会の審査を経て2月27日に上院本会議で可決成立し、3月6日に総督の裁可を得た（Act No. 4 of 2012）。

法律は大きく2つの部分で構成される。1つは、2002年連邦議会議員（生涯ゴールドパス）法の改正で、法施行以降に連邦議会議員に当選又は再選された者についてはLGP制度の適用外とし、LGP制度の将来的な廃止に道を開いた。同時に、首相経験者以外の既存のLGP保持者及びその配偶者並びにLGP受給権を得ている現職議員の配偶者による国内往復旅行の上限を年25回から10回に引き下げることになった。

もう1つは、1973年俸給審判所法及び1948年議会功労退職年金法の改正で、現行の1948年議会功労退職年金法による枠組みの下で退職年金の算定に含まれることになっている議会内役職に伴う手当や国務大臣関連の手当の年金額への算定割合の決定権限を俸給審判所に付与した。これにより、現職議員の議会内役職又は国務大臣関連の手当の上昇があっても、LGP保持者の年金額の上昇に直結することを防ぎ、結果的にLGP保持者の棚ぼた式の利得を回避できることになった。

議会の審議において野党の保守連合は法律案に賛成した。しかし、2003年に元議員のゴールドトラベルパス廃止法律案を議員提出したことのある連立与党の緑の党は、LGPの枠組みの廃止自体は支持しつつも、俸給審判所の勧告との関連から法律案が議員歳費増額に直結することになること及び議員歳費の決定過程から議会が切り離されてしまうことの2点を強調して反対した。また、当事者である元議員協会が上院財政及び行政委員会に元議員の財産権侵害に当たる可能性に言及した意見書を提出したが、法律案には補償措置や経過規定も盛り込まれていたため、政府原案どおりに成立した。

法成立を受けて、俸給審判所は保留していた勧告の実施を3月12日に決定し、議員歳費引上げと「影の内閣」閣僚の手当支給が開始されることになった。

主な参考文献（インターネット情報は2012年6月20日現在である。）

- ・ Members of Parliament (Life Gold Pass) and Other Legislation Amendment Act 2012, No.4, 2012. <http://www.comlaw.gov.au/Details/G2012A00004>
- ・ *Bill Digest* No.113, 2012.2.24. [http://www.aph.gov.au/Parliamentary\\_Business/Bills\\_Legislation/bd/bd1112a/bd113](http://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/bd/bd1112a/bd113)